

## 委 託 契 約 書

委 託 名 称 福島県立テクノアカデミー浜機械警備業務委託

契 約 金 額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

委 託 場 所 福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45-112

契 約 保 証 金 免 除

上記委託業務について委託者 福 島 県 (以下「甲」という。)及び、受託者 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)とは、福島県立テクノアカデミー浜の機  
械警備業務委託について、福島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例  
(平成18年福島県条例第70号)第3号の規定に基づき、次の条項により委託契約を締  
結する。

(目的)

第1条 甲は、福島県立テクノアカデミー浜の火災、盗難を防止するとともに、その他の  
不良行為を排除し、もって財産の保全を図り、その業務の円滑なる運営に寄与すること  
を目的として、乙に機械警備業務を委託するものとする。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただ  
し、翌年度以降において、この契約に係る歳入歳出予算について減額又は削減があった  
場合は、甲はこの契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(委託業務の履行)

第3条 乙は、別紙機械警備仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき、前条の契約期  
間中、頭書の金額をもって委託業務を誠実に履行しなければならない。

2 乙は、善良な管理者としての注意をもって受託業務の遂行に当たるものとし、特に従  
業員の行為、身元、風紀、規律、衛生等に関して一切の責を負うとともに甲が不相当と  
認める従業員を業務に従事させてはならない。

(権利譲渡の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供

してはならない。ただし、甲の書面による承諾があった場合は、この限りではない。

(一括再委託の禁止)

第5条 乙は、業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(契約金額の支払)

第6条 甲は契約金額を支払内訳書のとおり支払うものとする。

2 甲は、乙より適法な請求書を受理したときは、その受理した日から30日以内に乙に対し前項の委託料を支払う。

(業務実施上の指示)

第7条 甲は、乙に対し委託業務の実施に必要な事項を指示することができる。

2 乙は、委託業務の実施に関し甲の指示を必要とする場合には、その都度、甲の指示を受けなければならない。

(作業実績の報告)

第8条 乙は、仕様書に定めるところにより作業を行ったときは、作業実績を甲に報告しなければならない。

(機密の保持等)

第9条 乙は、業務履行中に知り得た秘密事項を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

2 乙と乙の従業員、又は従業員間の紛争等による影響を甲に与えてはならない。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(損害賠償)

第11条 委託契約期間内に乙の責に帰すべき事由により盗難、損傷、その他事故が発生した場合は、その損害は乙が1事故につき、対人賠償、対物賠償合わせて10億円を限度として賠償するものとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に起因する事故については、乙は損害又は補償の責を負わないものとする。

一 建造物、施設又は物品自体の瑕疵若しくは甲の管理上の瑕疵に基づく場合。

二 天災地変その他避けることのできない非常災害により、乙が警備を実施することが不可能となった場合。

三 警備機器について、甲又は甲の職員若しくは甲の関係者が、乙と協議することなく、移転、変更、撤去又は加工等をした場合。

四 甲の職員、出入り業者の故意又は過失に基づく場合。

(免責事項)

第 12 条 乙に専従する警備要員の警備任務中における身体上の事故については、甲は一切その責任を負わないものとする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第 13 条 甲は、乙が乙の責に帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合において、甲が認める期日までに委託業務を完了する見込みがあると認めるときは、乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

- 2 甲は、前項の規定により履行期限を延長するときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとする。
- 3 第 1 項に規定する遅延利息の額は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託金額に年 2.5% の割合で計算した額（当該額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 4 甲の責に帰すべき事由により、第 9 条の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に年 2.5% の割合で計算した額（当該額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いの請求をすることができる。
- 5 第 1 項及び前項に規定する遅延利息の額の計算につき第 3 項及び前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が契約条項に違反したとき。
- 二 乙が提供する警備業務が不完全であるとき。
- 三 その他乙の責任に帰すべき事由により契約を継続することができないとき又は契約を継続することが不相当なとき。
- 四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力

団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 受託者が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に対し30日前までに書面で解約の通知をしたうえで解除することができる。

3 乙は正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承認を得たうえで、この契約を解除することができる。

(談合による損害賠償)

第15条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

ただし、上記一又は二のうち命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日付け公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

（賠償の予約）

第16条 乙が、前条各号のいずれかに該当するときは、甲は契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

一 前条第1号又は第2号までのうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合。

二 前条第3号のうち、乙が刑法第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定した場合。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 第14条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により、甲が第14条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

4 前項に規定する違約金の額の計算につき年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（補則）

第18条 この契約に定めのない事項については必要に応じ甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第19条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し記名押印のうえ各自1通保有するものとする。

令和 年 月 日

委 託 者 （甲）

住 所 福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45-112

氏 名 福島県

福島県立テクノアカデミー浜校長 添田 光典

受 託 者 （乙）

住 所

氏 名